## 審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解

(1/2)

No	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	大気質	方法書 P.295 6. 予測の基本的な手法 方法書についての審議では、「基本的な手法」のみでは なく、「具体的な手法」の提示が必要である。	予測の手法については、今後、現地調査の結果等も勘案して、 「具体的な手法」を決めていくこととなりますが、現時点で想定 している「具体的な手法」は別紙1のとおりです。	
2	大気質	方法書 P.295 6. ロ、日平均値の予測 「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」に示されている方法は年平均濃度を予測する方法であり、日平均値の予測には適用できない。適用しようとするのであれば、それを支持する学術論文またはその根拠となる検証データを示すこと。後者の場合は、その検証に使用しているデータが適切である根拠 (データの品質保証関係) も合わせて提示すること。	法とする」とされています。 また、年平均値の予測手法は「煙上昇高さ計算式及び拡散式については原則として「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」に基づき選定するものとするが、地方公共団体等によるモデルを使	
3	大気質	方法書 P.295 6. ハ、特殊気象条件の予測 事業者が示している a、b、c、d の各項について、当該施設の立地条件及び施設形状に照らして、予測の必要性及び重要性を示すこと。とくに、予測手法が求めるインプットデータ取得目的に適合している現地気象観測(目的、期間、範囲、方法)であるかを説明すること。さらに、観測結果が a、b、c、d の各項の予測手法に与える影響について、各項目ごとに具体的に説明すること。	各特殊気象条件の予測の必要性等については、別紙2のとおりです。	
4	_	方法書 P.281、358~359 経済産業大臣の意見の④、⑤についての事業者の見解 千葉県知事の意見の④、⑤、⑧についての事業者の見解 今後に「検討してまいります。」との回答について、具 体的に検討する項目とその方法を提示してください。	○大臣意見④、県知事意見⑤(水銀規制) 新たに規制となった水銀について、大防法排出基準値(石炭専 焼ボイラ 8μg/Nm3)を順守するため、最良のばい煙処理設備を 設置するとともに適切な炭種選定を行うことで、水銀等の重金属 についても環境影響の低減を図る計画としています。 準備書において、施設の稼働に伴う排ガスにかかる水銀を含む 重金属等の微量物質について、予測・評価結果をお示しします。 また、排ガス中の水銀測定についても、適切に対応を検討し、 準備書において環境監視計画としてお示しします。	

## 千葉市環境影響評価審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解

(2/2)

No	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
			○大臣意見⑤、県知事意見④(微小粒子状物質) 微少粒子状物質である PM2.5 について、工場や自動車などのほ か、土壌や道路の粉じんなどが考えられておりますが、発生源が 多岐に渡り、大気中の挙動も複雑なため、生成機構については十分に解明されたものはないことから、現時点で発電所の環境影響 評価として予測・評価手法が確立されていない状況です。 今後、最新の知見を収集する等実態の把握を進め、拡散状況や 寄与濃度を予測できる精度の高い手法が確立された際には、必要 な対応を適切に実施します。 なお、施設の稼働によるばい煙の発生については、高効率のば い煙処理設備を採用することにより、大気汚染物質の排出を実行 可能な範囲で抑制し環境影響を回避・低減します。  ○県知事意見⑧(副生ガス) 副生ガスについては、製鉄事業により余剰が発生した場合に最 大10%混焼する計画です。詳細については準備書においてお示しします。	
5	温室効果ガス	方法書 P.349 方法書に示されている「1・予測の基本的な手法」では、事業者が使用する予測手法の可否を審議できない。 基本的な手法ではなく、具体的な手法を提示してください。	施設の稼働により発生する二酸化炭素の排出原単位については 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対 策の推進に関する法律施行令」第7条の方法により、燃料使用量、 燃料成分及び単位発熱量当りの炭素排出係数から算出します。	